

平成30年度税制改正のポイント

(中小企業・小規模事業者向け)

1. 中小企業の事業承継支援を抜本強化します

- 事業承継の際の贈与税・相続税の負担を軽減する「事業承継税制」を、今後10年間に限って大きく拡充します。

【要件緩和の内容】

- ・対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)し、さらに、納税猶予割合を80%から100%に拡大し、事業承継時の支払負担をゼロにします。
- ・後継者が売却・廃業を行った際は、その時点での株価を基に納税額を計算し、差額を減免します。
- ・近年の人手不足の状況に鑑み、雇用平均8割を満たせなかった場合でも猶予継続できるようにします。
- ・複数の株主から複数への後継者への事業承継についても適用できるように、対象者を拡大します。

2. 親族外への事業承継(M&A)の支援策を創設します

- 近年増加している親族外承継(M&A)を支援するため、M&Aの際に発生する税負担(登録免許税・不動産取得税)の軽減措置を創設します。

3. 設備投資に係る固定資産税の特例を受けられます

- 市町村の認定を受け、高い労働生産性の向上を目指す企業が導入する設備について、3年間固定資産税の軽減(ゼロ~1/2)が受けられます。

4. 賃上げを頑張る企業を徹底的に支援します

- 1. 5%以上の賃上げをした中小企業・小規模事業者は、前年度からの給与増加額の15%の税額控除を受けられます(所得拡大促進税制)。また、2. 5%以上の賃上げを実施した中小企業・小規模事業者のうち、一定の要件を満たす場合は、税額控除率が25%に深掘りされます。

【一定の要件】次のいずれかを満たす場合

- ①教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること
- ②中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われていること

5. IT機器等の少額減価償却資産の導入を支援します

- 30万円未満の減価償却費を取得した際に、合計300万円まで全額損金算入を(即時償却)を認める措置について、適用期限を2年間延長します。

6. 交際費を使い、売上維持・拡大を図る企業を支援します

- 定額控除上限額(800万円)までの交際費について、損金算入を認める特例措置の適用期限を2年間延長します。